

別紙 1

佐賀城公園本丸北側エリア公園施設設計及び監修等業務委託 仕様書

1. 業務名

佐賀城公園本丸北側エリア公園施設設計及び監修等業務委託

2. 目的

本県では、佐賀城内エリアに点在する公共施設の改修と合わせ、エリア内を周遊したくなるよう再整備を行っている。佐賀県立図書館南側広場（こころざしのもり）や佐賀県立博物館・美術館北側広場の再整備や県で進めている「歩くライフスタイル推進プロジェクト」の取り組みの一環として、佐賀県立博物館・美術館南側広場（SAGA ART PATH）や佐賀城公園一帯の園路の再整備等を行っている。

城内エリアの中でも佐賀城本丸歴史館の北側のエリア（以下、「本丸北側エリア」という。）の一角には、NHK 跡地（約 0.3ha）及び旧さがレトロ館があり、これらを含めた本丸北側エリア（約 2.7ha）を一体的に整備及び利活用し、人が集う心地よい空間に再構成、再構築することとしている。また、令和 10 年春に開催する全国都市緑化フェアの主たる会場の 1 つとなることも見据えた整備を行う必要がある。

本業務は、「佐賀城公園（本丸北側エリア）公園整備委託（公園基本設計）」で検討した計画（基本コンセプトや整備イメージなど）を基本としつつ、本仕様書に基づき、下記の業務を行うものである。

- (1)本丸西の堀及び二の丸広場（仮）の実施設設計及び実施段階に向けた監修
- (2)建築物の基本・実施設設計業務
- (3) 旧さがレトロ館の活用に向けた公募要件の設定や外構整備イメージの検討

3. 具体的な業務内容

- (1) 本丸西の堀及び二の丸広場（仮）の実施設設計及び実施段階に向けた監修

以下の要旨を基に、別途業務の公園実施設計や実施について、本丸西の堀及び二の丸広場（仮）のデザインや施設配置の提言を行うこと。

別途業務：公整交金第 0401020-004 号

佐賀城公園公園整備交付金委託（公園実施設計）

【求める機能】

<本丸西の堀（仮）>

- ・堀や城壁の歴史的な価値を示せる空間
- ・景観そのものを楽しめる開放的な空間
- ・イベントやマルシェの開催など多目的に活用できる場の整備

<二の丸広場（仮）>

- ・周辺に小学校、幼稚園、保育園・医療・福祉関連施設が集積する特性を有し、子どもを中心とした日常的な利用が多いエリアであり、本県が推進する「さがすたいる」の理念を背景に、障がいの有無、年齢、国籍等に関わらず、子どもを中心に誰もが安心して利用できる広場の整備
- ・優先駐車場を設置（3台程度）
- ・高齢者、身体障害者、チャイルドシート付自転車などを優先とする駐輪場を設置
- ・埋蔵文化財を考慮した配置計画

実施設計の監修にあたり、以下の設置物のデザイン・種類・配置・経済性の検討を行い、別途業務で行っている実施設計に対し、決定に向けて提言し、調整を行うこと。

また、選定根拠の整理を行うこと。

検討内容	備考
材質	舗装等の各種材質及び製品の選定についての検討を行うこと。
築山	公園と車道を緩やかに分ける目的にかなったものとして検討すること。
照明	堀や城壁を照らし、歴史的価値を示せるような計画とするため、照明の配置や器具の検討を行うこと。佐賀城公園内の別途詳細設計済や更新済の照明を考慮して検討すること。
サイン	サインの配置計画およびデザインの検討を行うこと。サイン盤面のデータについては設計を行い成果品として納品すること。
遊具	子どもを中心に誰もが安心して利用できる広場に適した遊具を提案すること。
ベンチ	ベンチの配置計画およびデザインの検討を行うこと。
植栽	樹種の選定及び配置についての検討を行うこと。樹種選定にあたっては、埋蔵文化財への影響や生育環境の把握、管理面などを考慮し、生育可能なものとする。
スプリンクラー	本丸西の堀に設置するスプリンクラーのヘッドの仕様およびヘッドの配置を検討すること。かつて水堀であったことを意識させる、水遊び場の創出などの効果も期待する

また、別途業務で行っている実施設計と調整後、決定した案に基づき、西の堀および二の丸広場（仮）における完成予想図（イメージパース）を作成すること。

留意点

- ・本設計は令和10年春に開催する全国都市緑化フェアを見据えた整備計画を必要とする。
- ・都市公園技術標準解説書、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン等の各種設計基準・ガイドラインに準拠したものとする。

(2)建築物の基本・実施設計業務

- ・トイレ兼休憩所の建設に係る基本・実施設計業務（建築工事、電気・機械等設備工事、屋外附帯工事、その他附帯工事）の設計及び積算
※仕様書別紙1「設計業務特記仕様書」及び別紙2「佐賀県建築設計業務委託共通仕様書」に基づき業務を行うこと。
- ・トイレ兼休憩所の設計業務に係る各種調査・検討及び申請手続業務
設計内容に応じて必要となる諸官庁・関係機関等との協議、建築工事に伴う各種届出等の一切の申請手続業務（計画通知申請、景観条例届出、設計内容に応じて必要となる許認可（各種検証法等）、その他関係法令等により必要となる申請・届出）、構造計画に応じて必要となる地質調査とする。
- ・施工ステップの検討

以下の必要機能・条件を基に建築設計業務を行うこと。

- ・トイレと休憩所は一体化した構造
- ・日差しを遮る屋根を設置し、その下は、交流スペースとし、ベンチを設置（屋根下の面積は50m²程度）
- ・延べ床面積 100m²程度
- ・地上1階建て
- ・建築構造は原則木造とする
- ・本丸西の堀及び二の丸広場（仮）の整備コンセプトを踏まえたデザインとする
- ・外構の設計を行う

【トイレ】

- ・3種（男・女・多機能）を設置
- ・想定穴数 男 大1基、小2基
女子 大2基
多機能 大1基
- ・ベビーベッド、オストメイト、幼児用トイレの設置を原則とするが、設備や配置は基本設計業務の中で決定する。

- ・佐賀県福祉のまちづくり条例 ユニバーサルデザイン施設整備基準に適合

【休憩所】

- ・机・椅子を配置し、飲食ができるスペース
- ・壁面には、情報発信用の据付棚を設置
- ・地下ピット跡の範囲に収まる規格の物置倉庫を設置

(3)旧さがレトロ館の活用に向けた公募要件の設定や外構整備イメージの検討

- ・旧さがレトロ館の活用に向けスケジュールを含めた公募要件等を設定する。
- ・活用内容に合わせた外構のデザインの検討を行い、決定に向けて提言および調整を行う。
- ・旧さがレトロ館の図面、写真については仕様書別紙3を参照すること。
- ・旧さがレトロ館が都市公園施設であることを考慮する。

【施設概要】

- ・所在地 佐賀市城内二丁目8番8号
- ・土地 敷地面積 1,680m²
- ・建物 延床面積 473m²（1階 275m²、2階 198m²）
- ・駐車場 佐賀城公園の駐車場を使用

4. 業務にあたっての実施体制

<管理技術者の資格要件>

管理技術者（業務を管理し、及び総括する責任者）は、一級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。）とする。

<主任技術者の資格要件>

意匠担当主任技術者は一級建築士とする。

<業務履行体制>

管理技術者、意匠担当主任技術者は、本業務のプロポーザル方式に参加申込みを行った一級建築士事務所に所属していること。

管理技術者、意匠担当主任技術者は、それぞれ1名以上とする。

5. 業務期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

6. 成果物

成果物は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データ（CD-R等）で3部提出すること。

- (1) 報告書
- (2) 外観パース図 14カット程度

(業務範囲全体 2 カット、本丸西の堀 5 カット、二の丸広場 5 カット、トイレ兼休憩所 2 カット程度)

(アングルやカット数は県と協議のうえ決定すること。)

(3) 内観パース図 3 カット程度

(トイレ兼休憩所 3 カット程度)

(アングルやカット数は県と協議のうえ決定すること。)

(4) 業務打合せ簿の作成・整理

(5) 別紙 1 「設計業務特記仕様書」に掲げる成果物

(6) デザイン (材質、割付け、配置、仕様) 指示書 (図面や選定根拠資料含む)

(7) 関係別業務受注者との確認事項や修正指示の経緯を整理した資料

7. 業務委託費の上限額

21,000,000 円以内 (消費税及び地方消費税を含む。)